

第三者評価の公表事項

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

17-10b
S2019007
06-6b

③施設名等

名 称：	秋田赤十字乳児院
施設長氏名：	石川 明子
定 員：	30 名
所在地(都道府県)：	秋田県
所在地(市町村以下)：	秋田市広面字釣瓶町100-3
T E L：	018-884-1760
U R L：	http://akita-nyuji.jrc.or.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	昭和24年8月1日
経営法人・設置主体 (法人名等)：	日本赤十字社秋田県支部
職員数 常勤職員：	33 名
職員数 非常勤職員：	7 名
有資格職員の名称 (ア)	保育士
上記有資格職員の人 数：	18 名
有資格職員の名称 (イ)	看護師
上記有資格職員の人 数：	9 名
有資格職員の名称 (ウ)	栄養士
上記有資格職員の人 数：	2 名
有資格職員の名称 (エ)	社会福祉士
上記有資格職員の人 数：	1 名
有資格職員の名称 (オ)	認定心理士
上記有資格職員の人 数：	1 名
有資格職員の名称 (カ)	医師
上記有資格職員の人 数：	1 名
施設設備の概要(ア) 居室数：	寝室2、小規模グループケア室2、ほふく室、養育ホール
施設設備の概要(イ) 設備等：	面会室、浴室4、脱衣室2、便所6、調理室、調乳室、養育相談室
施設設備の概要 (ウ)：	リネン室、機械室、観察室等
施設設備の概要 (エ)：	研修室、医務室、事務室、休憩更衣室2、勤務室2等

④理念・基本方針

■理念■

私たちは、赤十字精神のもとに、子どもたちの権利擁護と最善の利益を守り、心身ともに健やかな成長を図ることのできる愛情のこもった養育環境を提供しています。

■基本方針■

- 1 子どもたちの毎日が、安全で安心できる生活環境の整備に努めます。
- 2 養育単位を小規模化し、よりきめ細やかなふれあいで愛着関係を築きます。
- 3 職員のチームワークを図り、子どもの個性を大切にしながら発育発達の向上に努めます。
- 4 子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、不適切なかかわりはしません。また、他者の虐待も見逃しません。
- 5 関係機関と連動し、子どもの過程の支援と家庭復帰の促進、里親への支援を推進します。
- 6 地域社会のニーズに応じた子育て支援事業を推進します。
- 7 職員は、より深い知識と確かな技術を身につけると共に、人間性を高めるため、日々研鑽に努めます。
- 8 養育のパートナーとして、ボランティアを積極的に受け入れます。

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 様々な事情により入居生活を送っている子どもたちが安心して成長できるよう、大人との愛着形成を特に重視している。
- ・ 職員の養育能力向上を目的とし、施設内研修を実施している。特に子どもにわかりやすいコミュニケーションの方法や子どもの命を守る「赤十字幼児安全法」などは繰り返し研修している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和2年10月2日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和3年3月24日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◆特に評価の高い点◆

- ・ 県唯一の乳児院としての実績を積みながら、常に経営環境と経営状況の把握・分析、経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。
- ・ 病弱・医療処置が必要な子どもや被虐待児が増加しており、家庭的環境を感じられるような施設の整備、大人との愛着形成を重視する支援が行われている。「家庭養育優先の原理」のもと、県のフォスタリング事業機関を受託し、里親支援の充実に努めている。
- ・ 人材の確保に積極的に取り組み、加算職員の配置や、臨時職員を全て嘱託職員としたほか、ワークライフバランスに配慮した勤務表を作成している。スーパービジョン体制を確立し人材育成に努めている。
- ・ 家族との信頼関係づくりについては、面会交流時の話しやすい雰囲気づくりや保護者等からの相談に応じる体制を確立している。保護者面接では、子どもの状況をわかりやすく伝えるとともに、年3回の「家庭通信」に施設の広報誌と子どもの写真を同封し、保護者等が子どもの理解ができるよう働きかけている。
- ・ 親子関係の再構築等については、家庭引き取りのプログラムに沿って保護者と子どもの安全を確保し、保護者の養育力を見極めながら面会、外出、外泊の段階を踏んで関係性を確認しながら支援している。施設近くの一戸建て「ひだまりのいえ」を活用して保護者との外出や宿泊を行うことで、施設職員が速やかに対応できる環境も整っている。

◆改善を求められる点◆

- ・ 中・長期の事業計画は、施設の今後の方向性を示すものとして、県の計画を踏まえながらも、施設の組織体制や職員体制、人材育成等にも触れた具体的な計画とすることが期待される。
- ・ 必携ハンドブック内に単年度の事業計画は書かれているが、行う予定の事業名のみではなく、中・長期計画に沿って、当該年度における具体的な事業・養育・支援等に関わる内容を記載した単年度の事業計画を策定することが期待される。
- ・ 意見箱をわかりやすい場所に設置し、保護者等が相談の方法・相手を選ぶことができる旨をわかりやすく記載した文書を作成するとともに、苦情受付担当者や第三者委員の氏名、連絡先など明示し、掲示するなどの取組みを期待する。
- ・ 保護者からの意見等については、要綱に基づき、保護者にフィードバックしているが、プライバシーに配慮したうえで公開することを検討してもらいたい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で5回目の受審となりました。今回ご教示いただきました

- ①「中・長期的ビジョン・計画」につきましては、当院にフィットする内容となるように整備いたします。
 - ②「苦情解決の仕組み」を早速、正面玄関横の「ご意見箱」上に掲示し、来院者の目に止まるようにいたしました。情報公開に関しましても、苦情内容の公開も可能な範囲で行ってまいります。
 - ③「一時保護（緊急も含む）委託への対応」に関しましては、「一時保護対応マニュアル」を検証し、より具体的な「緊急一時保護受け入れ」マニュアルを整備し、対応する職員がわかりやすい内容となるよう改善いたします。
- 今回は役付職員が大幅に変わった、いわば新体制初年度の受審であり、大変勉強になりました。今後も子ども達の養育がより充実したものになるよう努力してまいります。

第三者評価結果（乳児院）

共通評価基準（45項目）

I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>理念、基本方針はホームページ、パンフレット、広報誌に記載され、会議室や施設内の主要箇所に掲示されている。また、職員には「職員必携ハンドブック」により周知が徹底され、行動規範となっている。</p> <p>利用者には入所時に説明して渡される「保護者の皆さんへ（入所にあたって）」に記載、広報誌「よちよちちゃん」には毎号表紙に記載し定期的配布しており、浸透しやすい工夫がされている。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>県内唯一の乳児院として、院長が「秋田県社会的養育推進計画」（令和2年～令和11年の10年計画）の策定委員となっている。秋田県、及び法人が位置する地域での子ども像、養育・支援ニーズの分析等の提案、情報提供、養育・支援のコスト分析、利用率の分析等を行っている。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>収入のほとんどが公費（措置費）であり、認定される施設定員数の減少に比例して、収入の減少、職員の配置数に影響が出ると分析している。</p> <p>また、被虐待児の増加、退所後の里親制度利用の増加から、里親支援の充実が必要と分析し、令和2年度に県のフォスタリング機関事業を受託している。</p> <p>家庭的環境を感じられるような施設の整備、大人との愛着形成を重視する支援の必要性を明らかにし、職員会議等において、経営状況や改善すべき課題として周知、確認、取組みを図っている。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。</p> <p>「秋田県社会的養育推進計画」の策定委員会に委員として乳児院ならではの経験と視点から関わり、十分な話し合いが行われたということで、県計画を施設の中・長期の事業計画である「秋田赤十字乳児院社会的養護推進計画」としている。</p> <p>中・長期の事業計画は、施設の理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるよう、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画とすることが期待される。</p> <p>また、中・長期の収支計画については、中・長期の事業計画に沿って策定することが望まれる。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>施設の理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画に沿って、当該年度における具体的な事業・養育・支援等に関わる内容を具体化した単年度の計画を策定することが期待される。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>各係、各委員会から事業計画案、予算要望が提出され、ヒヤリングで討議、確認、職員会議で職員が参画、意見の集約・反映、共通理解のもと策定され、支部へ提出されている。</p> <p>また、「職員必携ハンドブック」に明記されているほか、常に確認できるように養育現場のスタッフルーム、事務所内に掲示するなど周知に努めている。</p>	
② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取り組みを行っている。</p> <p>事業計画の主な内容は入所時に説明され、「保護者のみなさんへ（入所にあたって）」で文書でも渡している。毎年度主な事業内容について要約したものを広報誌「よちよちちゃん」に同封したり、面会時に説明している。</p>	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>養育・支援の質の向上に向けた取組みが組織的に行われ、機能している。</p> <p>福祉サービス第三者評価は3年に一度、定期的に受審し、指摘事項等の課題解決に取り組んでいる。自己評価については毎年、関連部門ごとの会議を行い、職員会議で全職員の意見をまとめ、行われている。</p>	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>福祉サービス第三者評価の受審、自己評価を各部門で実施する中で見い出された課題について、役付会議・養育会議・リーダー会議などで協議し、単年度で解決できるものは年度内に解決するように努めている。</p>	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>院長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>院長は職員会議、各種委員会に出席し、自らの施設経営・管理に関する方針と取組みを明確にしている。また、毎年度自らの役割と責任について、広報誌に掲載し明確に表明している。</p> <p>院長の職務内容は「秋田赤十字乳児院運営規程」内に明記され、事務長が院長不在時の保佐として明記されている。判断しかねる事案は、支部へ相談する仕組みとなっている。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>院長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組みを行っている。</p> <p>院長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加しているが、今年度はコロナの影響で外部研修はリモート研修となっている。院長は児童福祉法、里親制度等の情報収集に努め、職員会議等で説明、周知を図っている。</p>	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
<p>院長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組みに十分な指導力を発揮している。</p> <p>当院の養育・支援における「学びの3本柱」(①乳児院養育指針、②赤十字幼児安全法、③グッドサイクル子育て法)を常に職員に伝え、研修計画にも組み入れている。同時にスーパービジョン体制も整え、年間を通して実行している。</p>		
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
<p>院長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組みに十分な指導力を発揮している。</p> <p>事業の推進状況等を把握しながら分析を重ねている。定員減少に伴い職員配置が減少するなか、病弱な子ども、医療処置が必要な子どもが増え、職員の負担が大きくなっていることなどを県に訴えるようにしている。</p> <p>また、各係、各委員会、クラスリーダーは職員の意見を集約、検討している。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
<p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組みが実施されている。</p> <p>福祉人材の確保と育成に関する方針・育成計画に基づいて、院長が人事計画を作成している。積極的に加算職員(FSW、里親SW、心理療法担当職員、児童指導員)を配置し、養育支援の質の充実を図っている。</p>		
② 15 総合的な人事管理が行われている。		a
<p>総合的な人事管理を実施している。</p> <p>職員必携ハンドブック内に期待される職員像として「ミッションステートメント」が明記され、周知徹底されている。「勤務評定マニュアル」が整備されている。看護師長との期首面談で年度の目標を表明している。年度末には「勤務評定記録書」に沿って自己評価を行い、評定結果は看護師長との面談で確認している。院長との期末面談も実施している。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>定期的に個別面談の機会を設けているが、希望があればいつでも面談できる相談しやすい体制になっている。職員互助会など福利厚生の実施を図っている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、職員個々の希望を聞いて勤務表を作成している。令和2年度から臨時職員をすべて嘱託職員として、処遇改善を図っている。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。</p> <p>期首面談は看護師長が当該年度の目標について面談を実施し確認している。 期末面談は院長が「職員自己申告カード」、「勤務評定記録書」「非正規職員評価表」に基づき面談を行い、当該年度の目標達成度及び翌年度の目標についてのスーパービジョン体制が確立している。</p>	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>「秋田赤十字乳児院研修3か年計画」(R2~R4)を策定している。研修計画は研修委員会が策定し計画の評価見直しを行なっている。今年度はコロナ感染の影響でoff-JTが難しい状況だったが、オンライン研修で対応したり、OJTを繰り返し行い浸透させるようにした。復命書は非正規職員を含め全職員に回覧して伝達研修されている。</p>	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。</p> <p>「職員自己申告カード」により、一人ひとりの状況把握を図り、望んでいる研修を可能な限り受けられるよう配慮している。OJTを計画的に実施、1つの研修を複数回実施することで極力全員が受けられるようにしている。 ビデオの視聴を取り入れることもある。 スーパービジョン体制は年1回院長、看護師長、養育係長により行われるが、職員が望めば随時対応できる体制にある。</p>	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組みを実施している。</p> <p>積極的に実習を受け入れる体制が整備されている。職員研修委員会が中心となり「実習生受入マニュアル」に基づき、実習生、養成校の意向も確認しながらオリエンテーション・指導を行っている。実習中は毎日反省会を行い、理解度を把握したり、助言を行っている。 実習生の指導者には、クラスリーダー、養育係長がOJTにより研修を実施している。 保護者からは、入所時に説明して渡される「保護者の皆さんへ(入所にあたって)」にて了解を得ている。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>ホームページに理念・基本方針・養育目標を掲げている。多様な子育て支援事業についても説明し、福祉サービス第三者評価事業も3年に1回受審し、結果を公開している。予算、決算は日本赤十字社として公表している。来院者、地域に向けては広報誌「よちよちちゃん」の配布で広く情報提供している。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われている。</p> <p>「経理規程」「事務管理規程」「秋田赤十字乳児院処務規程」「運営規程」を確認。平成31年度から全社的な取組みとして、三様監査を導入している。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>地域とのかかわりについて基本的な考えを文書化し、町内会に加入し地域との交流を広げる取組を行ってきた。今回はコロナ禍の影響で今まで行ってきた地域との交流、季節ごとの行事、自然との関わりや地域資源活用しての社会体験などが中止になったなか、子どもたちの楽しみにしているお祭りは規模を縮小し実施することができた。初の試みで本物の金魚を用いて金魚すくいも取り入れた。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>ボランティアの受け入れに関する基本方針を明文化し、基本方針の一つに養育のパートナーとしてのボランティアの受け入れを行っている。</p> <p>「機中八策」の考え方の研修を行い、養育のパートナーとして積極的に受け入れている。ボランティアのスキルによって職員も一緒に関わるようにしている。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>施設が有する機能、育児に関する専門性を、地域に開放・提供する取組みを、関係機関と連携して行っている。</p> <p>子育て支援事業を通じて子育てサークル、電話相談などが行われ、職員間の情報共有も図られている。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組みを積極的に行っている。</p> <p>子育て支援事業を通じて、育児に関する生の声を捉えているほか、秋田市主催の「東部地域子育て支援ネットワーク連絡協議会」に参加をして民生児童委員や子育て支援機関、団体との連携情報交換をしている。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>子育てに関する電話相談を行っているほか、地域の子育て世代を対象とした子育てに関する講習会を開催している。</p> <p>また、乳児院が実施する避難訓練に町内会長の同席を得て消防署立会いのもと行われている。非常時における役割分担を決め協力体制を構築している。</p>	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組みが行われている。</p> <p>理念や基本方針に子どもを尊重した養育支援の実施について明示し、全職員が携帯している。</p> <p>子どもの最善の利益について職員が理解し、実践するための取組みがされている。支援について振り返る「自己チェックリスト」を毎日、職員が自ら行い、月末には所属クラスのリーダーが確認後、養育係長と情報共有しサポートする仕組みがある。</p>	

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。</p> <p>「職員必携ハンドブック」に虐待の禁止条項や子どもの権利条約、養育マニュアルに児童憲章を明示しており、規程・マニュアル等に基づいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。保護者からの意向確認については、面会時に確認する仕組みが整備されている。</p> <p>院内の玄関先にパンフレットなどを常に配架し、訪問者がすぐに手に取ることができるように配慮している。</p>	
② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>入所時に「誓約書」の内容を一つ一つ保護者に確認することで、意向を尊重している。必要に応じて映像資料を用いるなど、わかりやすくなるよう工夫をしている。</p>	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>手順と引継ぎ文書を定めている。児童養護施設や母子生活支援施設などへ措置変更するときには同行するなど、不利益が生じないように配慮している。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>子どもとの日々の関わりのなかで、養育上の課題について評価している。保護者の意向は面会時に把握するようにしているが、面会になかなか来られない保護者には家庭通信の送付時または手紙にて意向確認をしている。職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足も把握するようにしている。</p>	

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組みが行われているが、十分に機能していない。</p> <p>保護者からの意見苦情は直接話されることが多く、意見箱に投函されたことは今までない。苦情が出された場合、苦情受付担当者（看護師長）が内容を確認後に説明や謝罪をし、サービス改善・向上委員会で報告している。難しい案件では同委員会で対応を諮ることもある。</p> <p>入所時に苦情受付体制について説明しているが、保護者等が苦情等を述べやすいよう、苦情受付担当者や第三者委員などの掲示を期待する。</p> <p>保護者にフィードバックしているが、苦情内容の公開はしていないため、プライバシーに配慮したうえで公開することを望む。</p>		
②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者等に伝えるための取組みが十分ではない。</p> <p>相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p> <p>家庭通信や広報誌で定期的に情報提供し、意見や要望の有無などを確認している相談しやすい環境づくりに努めている。</p> <p>入所時に苦情受付体制について説明しているが、保護者等が相談の方法・相手を選ぶことができる旨をわかりやすく記載した文書を作成するとともに、掲示するなどの取組みを期待する。</p>		
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>必要に応じては家庭支援専門相談員や心理士にも相談できる体制にしている。</p> <p>意見要望は、サービス改善・委員会において、養育内容に反映し迅速に対応している。</p> <p>保護者等が意見を述べやすいよう、より一層の配慮や工夫を望む。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>事故発生時の対応と安全確保について責任、手順等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>ヒヤリハット、インシデントを評価分析して周知しており、健康チェックの実施、幼児安全法講習会への参加、養育安全管理委員会の開催をしている。</p> <p>睡眠時の事故への対策として、無呼吸センサーを1歳児までの子ども全員に使用して15分間隔での状況チェックをしている。</p>		

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>「感染等対策委員会」を開催し、子どもの健康維持のための対策を検討しており、感染症等の予防や、発生時の対応について取組を行っている。 マニュアルに沿った対応ができるように対策をしている。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。</p> <p>「消防計画災害マニュアル」に基づき、避難訓練や備蓄などを行っている。町内会や、行政・消防・警察などとも連携し、火災以外に水害の避難訓練も実施している。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p>養育マニュアルには、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 「機中八策」・「赤十字幼児安全法」・「個人情報」の研修を実施し、「グッドサイクル子育て法」「養育チェックリスト」など活用している。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められており、リーダー会議、ケースカンファレンス、クラスの話し合いなどの検討会がされている。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>計画策定はクラスリーダーを中心に行われており、「乳児院におけるアセスメントガイド」を参考に適切なアセスメントが実施されており、手法が確立している。 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。</p>	

<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。</p> <p>モニタリングや再アセスメント、月援助計画が職員間で情報共有されている。児童相談所とは年1回打合せを行い自立支援計画に反映させている。</p>	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p>子ども一人ひとりの養育計画に沿った記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <p>子どもの身体状況や生活状況等は「健康観察記録」、「個人記録」によって把握されている。朝・夕の申し送りで職員間の情報共有を行っている。</p>	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>「個人情報の安全管理マニュアル」に基づき、記録管理を行っている。開示請求への対応について文書で定めている。大人になってから自分のルーツ探しをするケースがあった。</p> <p>記録の保管状況は、文書規程により適切な保管がされている。</p>	

内容評価基準（23項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>子どもの権利擁護に関する取組みが徹底されている。</p> <p>子どもの権利擁護については、施設の理念や基本方針にも明示され、職員は会議等での読み合わせで確認し理解している。</p> <p>職員は、「職員必携ハンドブック」を所持し、子どもの権利擁護と最善の利益を目指して支援に取り組んでおり、日々、「自己チェックリスト」で振り返りをしている。また、リーダー会議やクラスの話し合いで定期的に取り組みについての情報を共有し、「養育安全管理委員会」での検証を行っている。</p>	
(2) 被措置児童等虐待の防止等	
① A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>職員は、「機中八策」「グッドサイクル子育て法」等の院内研修で子どもとのかかわりを学習しているほか、スーパービジョン体制を整備し援助技術の習得に努めている。また、子どもとの関わりを「自己チェックリスト」で毎日振り返り、クラスでの話し合い、ケースカンファレンス等で子どもとのかかわり方について話し合う機会を設け、不適切なかかわりの防止に努めている。</p> <p>「運営規程」には虐待の禁止を明記しているほか、体罰等があった場合を想定して「院内虐待防止規程」を定めており、虐待の届け出・通告制度、通告した職員が不利益を受けない仕組みが整備されている。</p>	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a
<p>乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。</p> <p>入所から退所まで担当制を採用し、子どもと養育担当が個別の関わりを持つことができるよう体制を整備している。</p> <p>被虐待児には小規模グループケアでのよりきめ細やかな養育を通し、大人との信頼関係を築けるよう支援している。また、個別対応職員や心理担当職員も配置しており、保護者、里親の養育トレーニングの中で、特定のおとなと個別のかかわりができるように支援体制を整えている。</p> <p>3歳以上の子どもに対しては、発達状況を考慮しながら「わくわくクラブ」（月数回）を実施し、年齢に合った体験や経験ができるようにしている。</p>	

<p>② A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。</p>	<p>a</p>
<p>子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。</p> <p>養育単位を小さくすることで、家庭的な養育環境の下で安心して生活できる場所になっている。</p> <p>玩具は共用のものと個別のものが用意され、いつでも引き出しから取り出して遊ぶことができるようになっている。また、食器や衣類も個別化が図られている。</p> <p>院庭での外遊びや家庭菜園で自然と触れ合う機会が提供されているほか、院外保育で動物園やプールへ出かけ、社会経験もさせている。</p>	
<p>③ A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。</p>	<p>a</p>
<p>子どもの発達を支援する環境を整えている。</p> <p>クラスの話し合いをもとに、子どもの発達状況をクラス全体で確認しながら、養育担当を中心に子どもの個々の状態に応じた養育支援を行っている。</p> <p>対応に困った時は、他クラスからの応援もあり、ケースカンファレンス、スーパービジョンなどで、子どもへの働きかけ、言葉がけなどが適切であるかを確認する体制も整っている。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。</p> <p>抱っこ授乳を基本としており、養育担当が子どもと目と目を合わせながら言葉がけをし、ゆったりした雰囲気の中で行っている。</p> <p>自律授乳を基本とし、1日必要摂取量を計算しながら量や時間を調整している。また、飲み方は個々に違うためその子の授乳しやすい仕方を工夫し、本人に合った授乳方法を見つけて授乳している。</p>	
<p>② A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。</p> <p>子どもの発達状況等を踏まえ、栄養士と養育担当が連携して食の取組を行っている。</p> <p>食事の様子を栄養士や調理員等が観察し、給食委員会が中心になって食育計画を立て、個々の子どもの食べ方に合わせた食材を考え離乳の取組みが行われている。また、噛む力を養うための食品の種類や調理方法を工夫している。</p>	

<p>③ A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p> <p>子どもの年齢や発達に合わせ使いやすいテーブルや食器を用意している。 食前食後のあいさつ、食後の歯磨きは習慣化し定着している。 養育担当と一緒に食事をして、時間をかけて楽しみながら食事の三角食べなどの基本を習得できるように支援している。 養育担当の意見を取り入れることで、子どもの食べたい気持ちに寄り添った食事を提供したほか、家庭でのおやつ体験として、好きなおやつを選んで食べる「セレクトおやつの日」がある。 栄養士、調理員が、食事の時間に子どもたちの食事場をを観察し声掛けし、一人ひとりの食事具合を把握して調理の工夫をしている。</p>	
<p>④ A9 栄養管理に十分な注意を払っている。</p>	<p>a</p>
<p>適切な栄養管理が行われている。</p> <p>入所時に疾病、アレルギーチェックを行い、個別の状況に応じた食事を提供している。アレルギー児には食器、お盆を分け、誤食がないように工夫している。 栄養士は個々の食育計画を立て、十分なカロリーと栄養のバランスを考え献立に反映している。 家庭菜園で収穫した野菜を利用したり、クラス内で料理を取り分けたり、米とぎから炊飯まで行って食べることに興味や関心が持てるよう工夫している。</p>	
<p>(3) 日常生活等の支援</p>	
<p>① A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。</p> <p>衣類係が年間の予算に応じて購入計画を立て、適切な衣類を選んでいる。 衣類を個別に収納しているタンスやロッカーは子どもの使いやすい高さの物を使用し、子どもが自分で引き出しから取り出して好きなものを着ることができるようになっている。 ハイハイする乳児は股付きシャツを着用し、腹や背中が出ないように配慮している。 衣類は毎日洗濯・乾燥し、清潔の保持に努めている。</p>	
<p>② A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。</p> <p>室内の温度、湿度、換気等にも留意しているほか、寝具は個別化し清潔にしている。 子ども一人ひとりの生活・睡眠のリズム、癖、安心できる物を把握しており、心地よくなる子守歌や優しく体に触れながら眠りを誘っている。好きなぬいぐるみを持って布団に入る子もいる。 目覚めた時は声かけをし、一時的に覚醒した時には再入眠できる工夫をしている。 無呼吸センサーを使用しているほか、「15分チェック」を行って乳幼児突然死症候群の予防に努めている。</p>	

③ A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p>快適な入浴・沐浴支援を行っている。</p> <p>毎日快適な入浴・沐浴ができるよう、優しく語りかけ、スキンシップに心がけている。年齢や発達に応じたおもちゃを用意し、楽しい時間となるよう工夫している。タオル類は一人一枚ずつ用意され、清潔に保たれている。ユニットバスを使用し、子どもと職員が一緒に入浴することで、退所後の入浴にスムーズに移行できるようにしている。</p>	
④ A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p>乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。</p> <p>年齢や性別、発達に応じたおむつ交換やトイレトレーニングを行っており、「がんばり表」を活用することで排泄への興味や意欲につなげている。「健康観察記録」、「個人記録」やクラスの話し合いなどにより、子どもの情報を共有している。</p> <p>子どもの成長に合わせて、便座に座れるように足台を置いたり、男児には男性職員が見本を示すことで排泄への意識が持てるように工夫している。</p>	
⑤ A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p>発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</p> <p>年齢や発達段階に応じた遊具・玩具が用意され楽しく遊んでいる。近隣には公園、河川敷、グラウンドがあり、天気の良い日は外遊びをすることで、暑い・寒い等の体験を通して五感を育めるよう工夫を凝らしている。また、音楽遊びも取り入れている。幼児クラスは、おもちゃの個別化を図り、自由に楽しく遊べる環境を整備している。</p>	
(4) 健康	
① A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p>一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p> <p>健康観察記録により一人ひとりの体調を把握している。健康観察記録は、24時間、15分ごとの健康チェック実施記録も兼ねており、職員間で子どもたちの健康状態を確認する体制が定着している。</p> <p>嘱託医による月2回の回診と年2回の健康診断があり、定期的に健康状態を把握し適宜予防接種を行うなど健康の維持管理を行っている。</p> <p>異常がある場合は、速やかに医療機関へ報告・連絡・相談のできる体制が整備されている。</p>	

② A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
<p>病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</p> <p>日常的に心身の状況を記録し、健康状態を把握するとともに服薬管理を行っている。服薬管理は2人体制のダブルチェックで誤薬防止に努めている。</p> <p>病・虚弱児の定期受診、体調変化が生じたときの通院受診ができる体制ができている。</p> <p>発達に遅れがある子どもは、医療療育センターでの療育と院内での日常的な養育の中での発達支援に取り組んでいる。</p>	
(5) 心理的ケア	
① A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a
<p>心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。</p> <p>常勤の心理担当職員を配置し、心理的支援を必要とする乳幼児、保護者等への個別的対応を計画的に実施する中で児童相談所と連携した体制をとっている。</p> <p>心理担当職員は家族や支援職員への指導・助言を行うとともに情報を共有し、連携して乳幼児への心理的支援を行っている。また、心理的な支援を必要とする乳幼児や保護者への対応に関する養育職員へのコンサルテーションが行われている。</p>	
(6) 親子関係の再構築支援等	
① A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。</p> <p>入所時に家庭支援専門相談員が窓口となる旨を家族へ説明し、面会交流時の話しやすい雰囲気づくりや面会後のケースカンファレンスでは保護者、児童相談所職員の参画を得て相談に応じる体制を確立している。</p> <p>保護者面接では、子どもの状況をわかりやすく伝えるなど、家族が子どもへの理解ができるよう働きかけている。また、年3回「家庭通信」を郵送し、広報誌と子どもの写真も同封して家族に伝えている。</p>	
② A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>家庭支援専門相談員が児童相談所職員と調整して家庭引き取りのプログラムを策定している。</p> <p>保護者と子どもの安全を確保し、保護者の養育力を見極めながら面会、外出、外泊の段階を踏んで関係性を確認し、親子関係の再構築を支援している。</p> <p>近くの一戸建て「ひだまりのいえ」を活用して保護者との外出や宿泊を行うことで、施設職員が速やかに対応できる環境も整っている。</p> <p>なお、里親への措置変更を行う場合も基本的には同様の支援を行っている。</p>	

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
①	A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p>退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。</p> <p>退所前の外泊中や退所後に児童相談所職員と家庭訪問を行い、退所後の生活に必要な支援について話をしている。また、福祉的支援が必要と考えられる場合は、福祉事務所職員が同行することもある。</p> <p>退所後は家庭支援専門相談員が相談窓口になることを伝え、安定した生活が送れるよう支援している。また、退所後に保育園等を利用する場合は、保育園等とのカンファレンスにも参加し、子どもの入園がスムーズにできるようにしている。</p>		
(8) 継続的な里親支援の体制整備		
①	A21 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
<p>継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>県からフォスティング機関事業を受託し、里親の広報・リクルート、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中の支援などを行っている。</p> <p>早期に家庭復帰が見込めない子どもには里親委託を推進しており、里親支援専門相談員が里親委託に至るまでに児童相談所と連携し子どもと里親を支援している。</p>		
(9) 一時保護委託への対応		
①	A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れに関するマニュアルの整備が不十分である。</p> <p>「一時保護対応マニュアル」を整備し、24時間体制で受け入れをしている。</p> <p>入所時には、全身ダブルチェックを行い、傷、アザ等異常の有無を確認し、記録写真撮影を行っている。また、児童相談所を通じて感染症やアレルギーの有無の情報を収集し、記録やカンファレンス等を通じて職員が共有している。</p> <p>一時保護後の養育環境については、関係職員が連携してアセスメントに基づく支援を行っている。</p> <p>マニュアルについては、一時保護の受託手続きをよりわかりやすい状態に整えることで、職員誰もが更に使いやすい内容にすることが期待される。</p>		
②	A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れに関するマニュアルの整備が不十分である。</p> <p>「一時保護対応マニュアル」に基づき、24時間体制で受け入れをしている。</p> <p>観察室で2～3日の隔離をして、感染症等の健康状態を観察し、異常がなければ各クラスへ合流している。</p> <p>入所後に嘱託医による診察を行っている。また、身体的虐待が顕著な場合は児童相談所職員同行のもと救急外来へ受診し全身のスクリーニングを行っている。</p> <p>入所後の情報はアセスメントシートへ記録し、申し送り、カンファレンス等で各職員へ伝達し、共有している。</p> <p>マニュアルについては、緊急一時保護の受託手続きをよりわかりやすい状態に整えることで、職員誰もが更に使いやすい内容にすることが期待される。</p>		